

官報

号外

平成十年三月十三日

○第百四十二回 参議院会議録第十二号

平成十年三月十三日(金曜日)

午後一時一分開議

○議事日程 第十二号

平成十年三月十三日

午後一時開議

第一 國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
第二 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

一、請願の件

一、日程第一及び第二

一、原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
二、真珠養殖事業法を廃止する法律案(内閣提出)

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

清水澄子君から海外旅行のため来る二十二日から八日間の請願の申し出がございました。

平成十年三月十三日 参議院会議録第十二号

これを許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

よって、許可することに決しました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政・金融委員長石川弘君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(石川弘君登壇、拍手)

○石川弘君 ただいま議題となりました國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、國際通貨基金の第十一次増資に伴い、当該出資の額の増額に應ずるための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、アジア地域の経済・通貨危機に対処するための我が国の役割、國際通貨基金が行う支援策のあり方等各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して笠井亮委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。表決は押しボタン式投票をもって行います。

ただいまより投票を開始いたします。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 本案に賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンをお押し願います。投票を終了してよろしゅうございませうか。

これにて投票を終了いたします。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

(投票終了)

投票総数

賛成

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政・警察委員長斎藤清治君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(斎藤清治君登壇、拍手)

○斎藤清治君 ただいま議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、地方行政・警察委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における公務員給与の改定、賃金及び物価の変動等の事情を考慮し、並びに公職選挙法の改正による投票時間の延長等に伴い、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準の改定等を行うものであるとあります。

委員会におきましては、執行経費改定額の妥当性、障害者の投票機会の確保、船員の海上投票制度の検討等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。表決は押しボタン式投票をもって行います。

ただいまより投票を開始いたします。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 本案に賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンをお押し願います。投票を終了してよろしゅうございませうか。

これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

○

請願の件 國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 国会議員の選挙等

平成十年三月十三日 参議院會議録第十二号

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
真珠養殖事業法を廃止する法律案
(いずれも内閣提出)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長(報告)を求めます。農林水産委員長長松谷一郎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(松谷一郎君登壇、拍手)

○松谷一郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における国際的な水産資源の保存及び管理のための措置の強化に伴う原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化にかんがみ、農林漁業金融公庫等が、平成十四年度末までの間、引き続き、一定の要件に該当する水産加工施設の改良等に必要資金の貸付けの業務を行い、あわせて、平成十四年度末までの間、外国政府による水産加工品の衛生規制の強化に即応して緊急に行われる水産加工

工事施設の改良等に必要資金の貸付けの業務を行うことができることとするものであります。

次に、真珠養殖事業法を廃止する法律案は、最近における真珠養殖事業をめぐる状況にかんがみ、真珠養殖事業法を平成十一年一月一日をもって廃止しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、水産加工工業への振興策、融資制度のあり方、HACCP方式導入への具体的対応策、真珠養殖事業法廃止後の民間検査のあり方及び真珠養殖事業等に対する振興方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案について採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、真珠養殖事業法を廃止する法律案について討論に入りまして、日本共産党を代表して須藤委員より、本法律案に反対である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

表決は押しボタン式投票をもって行います。まず、原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行います。

ただいまより投票を開始いたします。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 本案に賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンをお押し願います。――投票を終了してよろしうございませうか。

これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 次に、真珠養殖事業法を廃止する法律案の採決を行います。

ただいまより投票を開始いたします。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 本案に賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンをお押し願います。――投票を終了してよろしうございませうか。

これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午後一時十五分散会

出席者は左のとおり。

議員

阿曾田 清君 加藤 修一君 渡辺 孝男君 益田 洋介君 矢田部 理君 山本 保君 大森 礼子君 平野 貞夫君 海野 義孝君 高野 博師君 国井 正幸君 田村 秀昭君 風間 和君 泉 信也君 牛嶋 正君 木庭健太郎君 松浦 孝治君 平井 卓志君 永野 茂門君 大久保直彦君 鶴岡 洋君 芦尾 長司君 奥村 展三君 岩永 浩美君 大野つや子君 常田 卓詳君 北岡 秀一君 海老原義彦君 松谷一郎君

議長 斎藤 十朗君 副議長 松尾 官平君

魚住裕一郎君 高橋 令則君 福本 潤一君 山口 哲夫君 都築 謙君 松 あきら君 鈴木 正孝君 星野 朋市君 武田 節子君 小山 孝雄君 戸田 邦司君 荒木 清寛君 宮崎 秀樹君 木暮 山人君 猪熊 重二君 統 訓弘君 野沢 太三君 扇 千景君 及川 順郎君 白浜 一良君 水野 誠一君 狩野 安君 堂本 曉子君 依田 智治君 田村 公平君 長峯 基君 景山俊太郎君 吉村剛太郎君 南野知恵子君

平成十年三月十三日 参議院會議録第十二号 議長の報告事項

鹿熊 安正君	野村 五男君
石川 弘君	大島 慶久君
真島 一男君	関根 則之君
上野 公成君	永田 良雄君
中曾根弘文君	鈴木 貞敏君
小野 清子君	木宮 和彦君
浦田 勝君	石井 道子君
世耕 政隆君	坂野 重信君
林田悠紀夫君	前田 敷男君
板垣 正君	大河原太一郎君
岡部 三郎君	田沢 智治君
松浦 功君	矢野 哲朗君
加藤 紀文君	佐藤 静雄君
山本 一太君	坪井 一字君
松村 龍二君	三浦 一水君
林 芳正君	長谷川道郎君
中島 眞人君	亀谷 博昭君
鈴木 政二君	阿部 正俊君
佐藤 泰三君	金田 勝年君
鴻池 祥肇君	笠原 潤一君
保坂 三蔵君	谷川 秀善君
太田 豊秋君	岡 利定君
山崎 正昭君	尾辻 秀久君
成瀬 守重君	西田 吉宏君
鎌田 要人君	石渡 清元君
斎藤 文夫君	久世 公義君
岡野 裕君	青木 幹雄君
片山虎之助君	倉田 寛之君
斎藤 哲男君	守住 有信君
高木 正明君	竹山 裕君
村上 正邦君	眞鍋 賢二君
岩崎 純三君	井上 吉夫君
宮澤 弘君	井上 裕君
小川 勝也君	長尾 立子君
大脇 雅子君	和 浩君
橋本 聖子君	和 洋子君
	日下部禮代子君

谷本 嶺君	石井 一二君
小林 元君	野間 昶君
大淵 桐子君	渡辺 四郎君
中尾 則幸君	江本 孟紀君
清水 達雄君	山本 正和君
及川 一夫君	三重野榮子君
清水 澄子君	藤科 満治君
岡崎トミ子君	須藤良太郎君
吉川 芳男君	梶原 敬義君
今泉 昭君	齋藤 勤君
大木 浩君	上杉 光弘君
下稲葉耕吉君	志苦 裕君
赤桐 操君	瀬谷 英行君
前川 忠夫君	足立 良平君
平田 健二君	朝日 俊弘君
山崎 力君	西川きよし君
阿部 幸代君	伊藤 基隆君
小山 峰男君	水島 裕君
菅川 健二君	須藤美也子君
石田 美栄君	菅野 茂君
岩瀬 良三君	山田 俊昭君
西山登紀子君	長谷川 清君
佐藤 道夫君	有働 正治君
緒方 靖夫君	円より子君
角田 義一君	一井 淳治君
千葉 景子君	笠井 亮君
吉川 春子君	山下 芳生君
寺澤 芳男君	竹村 泰子君
本岡 昭次君	松前 達郎君
小島 慶三君	筆坂 秀世君
吉岡 吉典君	橋本 敦君
智野 久光君	笹野 貞子君
寺崎 昭久君	久保 亘君
吉田 之久君	立木 洋君
上田耕一郎君	

農林水産大臣 島村 宣伸君	自治大臣 上杉 光弘君
議長の報告事項	
去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
総務委員	
辞任 吉岡 吉典君	補欠 立木 洋君
外交・防衛委員	
辞任 齋藤 勤君	補欠 今井 澄君
文教・科学委員	
辞任 山下 栄一君	補欠 風間 昶君
国民福祉委員	
辞任 今井 澄君	補欠 齋藤 勤君
農林水産委員	
辞任 和田 洋子君	補欠 釘宮 馨君
同日次の議案を衆議院に送付した。	
市民活動促進法案(第四百十四回国会衆議院提出)	
本院継続審査	
去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
総務委員	
辞任 立木 洋君	補欠 吉岡 吉典君
地方行政・警察委員	
辞任 山本 一太君	補欠 大木 浩君
外交・防衛委員	
辞任 今井 澄君	補欠 齋藤 勤君

文教・科学委員	吉岡 吉典君	立木 洋君
辞任 風間 昶君	補欠 山下 栄一君	
国民福祉委員	齋藤 勤君	補欠 今井 澄君
農林水産委員	和田 洋子君	補欠 釘宮 馨君
辞任 釘宮 馨君	補欠 和田 洋子君	
交通・情報通信委員	山下 栄一君	補欠 風間 昶君
辞任 大木 浩君	補欠 山本 一太君	
去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
予算委員		
辞任 末広まき子君	補欠 鈴木 政二君	
同日内閣から次の議案が提出された。		
航空業務に関する日本国とカタル国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)		
航空業務に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)		
航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第三号)		
航空業務に関する日本国とバレーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第四号)		
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七二号)		
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。		

平成十年三月十三日 参議院會議録第十二号 議長の報告事項

原子力の平和的利用における協力のための日本
国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルラ
ンド連合王国政府との間の協定の締結について
承認を求めるの件(閣条第五号)

漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の
協定の締結について承認を求めるの件(閣条第
六号)

民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナ
ダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政
府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の
間の協定の締結について承認を求めるの件(閣
条第七号)

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四
年五月十日にモントリオールで署名された議定
書の締結について承認を求めるの件(閣条第八
号)

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十
年十月六日にモントリオールで署名された議定
書の締結について承認を求めるの件(閣条第九
号)

車両並びに車両への取付け又は車両における使
用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上
の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行
われる認定の相互承認のための条件に関する協
定の締結について承認を求めるの件(閣条第一
〇号)

社会保険労務士法の一部を改正する法律案(閣
法第七一号)

去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員
辞任 足立 良平君 補欠 角田 義一君
猪熊 重二君 海野 義孝君
法務委員
辞任 千葉 景子君 補欠 菅野 茂君
角田 義一君 足立 良平君

文教・科学委員

辞任 菅野 茂君 補欠 千葉 景子君
経済・産業委員
辞任 海野 義孝君 補欠 猪熊 重二君

同日内閣から次の議案が提出された。
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特
別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七五
号)

保護司法の一部を改正する法律案(閣法第七六
号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され
た。
千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十
月二十三日及び千九百九十二年三月十九日に
ジュネーブで改正された千九百六十二年十二月
二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の
締結について承認を求めるの件(閣条第一五号)

平成十四年ワールドカップサッカー大会特別措
置法案(閣法第七三三号)

農地法の一部を改正する法律案(閣法第七四号)
同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託し
た。
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法
律の一部を改正する法律案(閣法第三五五号)

地方行政・警察委員会に付託
原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の
変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改
良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に
関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五
六号)

真珠養殖事業法を廃止する法律案(閣法第五七
号)

同日議長から次の質問主意書が提出された。
無年金障害者の所得保障の確立等に関する質問
主意書(荒木清寛君提出)
去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞

任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員
辞任 角田 義一君 補欠 足立 良平君
寺澤 芳男君 釘宮 馨君
海野 義孝君 猪熊 重二君
吉岡 吉典君 藤澤 弘君

法務委員
辞任 足立 良平君 補欠 角田 義一君
菅野 茂君 千葉 景子君

地方行政・警察委員
辞任 菅野 茂君 補欠 角田 義一君
菅野 茂君 千葉 景子君

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託し
た。
国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
もの

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託し
た。
国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
もの

外交・防衛委員
辞任 鈴木 正孝君 補欠 菅野 茂君
菅野 茂君 千葉 景子君

文教・科学委員
辞任 田沢 智治君 補欠 大野つや子君
千葉 景子君 菅野 茂君
山下 栄一君 風間 相君

国民福祉委員
辞任 今井 澄君 補欠 竹村 泰子君
釘宮 馨君 寺澤 芳男君
清水 澄子君 青木 新次君

労働・社会政策委員

辞任 藤澤 弘君 補欠 吉岡 吉典君

農林水産委員
辞任 大野つや子君 補欠 田沢 智治君
一井 淳治君 菅野 茂君
北澤 俊美君 廣中和歌子君
風間 相君 山下 栄一君

経済・産業委員
辞任 猪熊 重二君 補欠 海野 義孝君

国土・環境委員
辞任 青木 新次君 補欠 清水 澄子君

予算委員
辞任 鈴木 政二君 補欠 北岡 秀二君

決算委員
辞任 海老原義彦君 補欠 下橋葉耕吉君

議院運営委員
辞任 林 芳正君 補欠 大木 浩君

同日委員会において選任した理事は次のとおりで
ある。
地方行政・警察委員会
理事 高橋 令則君 (扇千景君の補欠)
労働・社会政策委員会
理事 笹野 貞子君 (竹村泰子君の補欠)
農林水産委員会
理事 和田 洋子君 (和田洋子君の補欠)
同日内閣から次の議案が提出された。
中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する
法律案(閣法第八一号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され
た。
学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第
七七号)

森林法等の一部を改正する法律案(閣法第七八号)
住民基本台帳法の一部を改正する法律案(閣法第七九号)
地方自治法等の一部を改正する法律案(閣法第八〇号)
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外七名提出(衆第六号))
土地の再評価に関する法律案(大原一三君外五名提出(衆第七号))
同日議長は、次の内閣提出案を財政・金融委員会に付託した。
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五四号)
一昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員
辞任 釘宮 警君 補欠 寺澤 芳男君
地方行政・警察委員 藤澤 弘君 吉岡 吉典君
辞任 海老原義彦君 補欠 下稲葉耕吉君
鈴木 省吾君 山本 一太君
鈴木 正孝君 芦尾 長司君
林 芳正君 大木 浩君
外交・防衛委員 辞任 芦尾 長司君 補欠 鈴木 正孝君
一井 淳治君 齋藤 勲君
今井 澄君 竹村 泰子君
北澤 俊美君 広中和敬子君
文教・科学委員 辞任 補欠 田沢 智治君
大野つや子君

国民福祉委員
風間 親君 山下 栄一君
辞任 竹村 泰子君 補欠 今井 澄君
寺澤 芳男君 釘宮 警君
青木 薪次君 清水 澄子君
労働・社会政策委員 辞任 吉岡 吉典君 補欠 藤澤 弘君
農林水産委員 辞任 田沢 智治君 補欠 大野つや子君
青木 勲君 一井 淳治君
広中和敬子君 北澤 俊美君
山下 栄一君 風間 親君
交通・情報通信委員 辞任 山本 一太君 補欠 鈴木 省吾君
国土・環境委員 辞任 清水 澄子君 補欠 青木 薪次君
決算委員 辞任 下稲葉耕吉君 補欠 海老原義彦君
今井 澄君 伊藤 基隆君

議院運営委員 辞任 大木 浩君 補欠 林 芳正君
伊藤 基隆君 今井 澄君
同日内閣から次の議案が提出された。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案(閣法第八四号)
検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案(閣法第八五号)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
国土利用計画法の一部を改正する法律案(閣法第八二号)
種苗法案(閣法第八三号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
無年金障害者の所得保障の確立等に関する質問主意書(荒木清寛君提出)
同日内閣総理大臣から議長宛、同日内閣官房内閣外政審議室長兼内閣総理大臣官房外政審議室長登誠一郎君の第百四十二回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。
同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十二回国会政府委員に任命することを受託した。

内閣官房内閣外政審議室長事務代理 兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理 門司健次郎君
同日内閣総理大臣から議長宛、内閣官房内閣外政審議室長事務代理兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理門司健次郎君(同日議長承認)を、第百四十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員 辞任 井上 孝君 補欠 塩崎 恭久君
鈴木 貞敏君 服部三男雄君
竹山 裕君 二木 秀夫君
大久保直彦君 横尾 和伸君
法務委員 辞任 大森 礼子君 補欠 牛嶋 正君
地方行政・警察委員 辞任 大森 礼子君 補欠 依田 智治君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員 辞任 陣内 孝雄君 補欠 岩永 浩美君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

外交・防衛委員 辞任 塩崎 恭久君 補欠 井上 孝君
服部三男雄君 鈴木 貞敏君
二木 秀夫君 竹山 裕君
横尾 和伸君 大久保直彦君
財政・金融委員 辞任 林 芳正君 補欠 吉川 芳男君
峰崎 直樹君 菅野 茂君
牛嶋 正君 大森 礼子君
文教・科学委員 辞任 長谷川道郎君 補欠 山本 一太君
菅野 茂君 峰崎 直樹君
国民福祉委員 辞任 常田 享詳君 補欠 下稲葉耕吉君
農林水産委員 辞任 北澤 俊美君 補欠 小山 峰男君
経済・産業委員 辞任 吉川 芳男君 補欠 林 芳正君
予算委員 辞任 依田 智治君 補欠 大木 浩君
決算委員 辞任 伊藤 基隆君 補欠 今井 澄君
議院運営委員 辞任 今井 澄君 補欠 伊藤 基隆君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員 辞任 陣内 孝雄君 補欠 岩永 浩美君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

平成十年三月十三日 参議院會議録第十二号

議長の報告事項 國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

六

總務委員会

理事 寺澤 芳男君 (寺澤芳男君の補欠)
理事 吉岡 吉典君 (吉岡吉典君の補欠)
國民福祉委員会
理事 清水 澄子君 (清水澄子君の補欠)
労働・社会政策委員会
理事 石渡 清元君 (狩野安君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。
解雇等の規制に関する法律案(吉川春子君外一名発議(参第一号))

解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(吉川春子君外一名発議(参第二号))

同日委員長から次の報告書が提出された。

國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五四号)審査報告書

国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三五号)審査報告書

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日
官職名 官職名
文部政務 鈴木 栄治 (退職) 平(三三)二
次官

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十二回国会政府委員に任命することを承認した。

文部政務次官 狩野 安君

同日内閣総理大臣から議長宛、文部政務次官狩野安君(同日議長承認)を、第四百四十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

本日委員長から次の報告書が提出された。
原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の变化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に

閣する法律の一部を改正する法律案(閣法第五六号)審査報告書
真珠養殖事業法を廃止する法律案(閣法第五七号)審査報告書

審査報告書

國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年三月十二日 財政・金融委員長 石川 弘

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、國際通貨基金に対する出資の額が増額されることとなるに伴い、その出資の額の増額に充てるための措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法律案施行に伴う國際通貨基金への追加出資限度額は、約八千六百七十二億円(特別引出権及び基金通貨代用証券等)である。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。
一 國際通貨基金の運営等に当たっては、人材面等での協力を進めるとともに、その政策決定において主要出資国にふさわしい指導力の發揮に努めること。

一 國際通貨基金について、その活動内容に関する情報開示の充実等に努めること。
一 アジア地域の金融・通貨危機に対処するた

め、同地域における経済構造及び金融セクター等の改革が着実に進められるよう、國際通貨基金とも連携しながら積極的な役割を果たすこと。右決議する。

國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

平成十年二月二十六日 内閣総理大臣 橋本龍太郎

國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第二条中「八十二億四千五百五十万特別引出権を「百三十三億二千二百八十万特別引出権」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府は、改正後の第二条の規定により國際通貨基金に対して行う出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による十二億八千五百三十二万五千五百特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十二条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

審査報告書
国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し

た。よって要領書を添えて報告する。

平成十年三月十二日 地方行政・警察委員長 齋藤 清治
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における公務員給与の改定、賃金及び物価の変動等の事情を考慮し、並びに公職選挙法の改正による投票時間の延長等に伴い、国會議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準の改定等を行うとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
第十八回参議院議員通常選挙に必要な経費として総額五百六十億七千万円が平成十年度一般会計予算に計上されているが、そのうち本法に基づき地方公共団体委託費は、本改正による増加経費四十二億九千八百万円を含め五百十九億七千万円となっている。

国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
平成十年二月十日 内閣総理大臣 橋本龍太郎

国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

第四条第二項の表を次のように改める。

投票 区 の 数 の 人 の 数	投票 日	区市町村			
		区	市	町	村
五千人以上	平日	九〇、〇一四	二二九、〇九三	七七、八三八	二〇五、六二〇
五千人以上	休日	一一四、三六六	三〇六、〇三九	一〇二、一九〇	二七二、五六六
二千人以上	平日	一一六、七五七	三〇八、四三〇	一〇四、五八一	二七四、九五七
二千人以上	休日	一二八、九三三	三四一、九〇三	一一六、七五七	三〇八、四三〇
五千人以上	平日	一五三、二八五	四〇八、八四九	一二八、九三三	三四一、九〇三

第四条第三項の表を次のように改める。

投票 区 の 数 の 人 の 数	投票 日	区	市	町	村
五千人以上	平日	一六七、八五二	四四四、七二三	一四三、五〇〇	三七七、七六七
五千人以上	休日	二二八、七三二	六二二、〇七八	一九二、二〇四	五二一、六五九
二千人以上	平日	三三八、三二六	九一三、三三五	二八九、六二二	七七九、四四三
二千人以上	休日	四四七、九〇〇	一一二、四九二	三七四、八四四	一〇一三、七五四

第四条第四項の表を次のように改める。

投票 区 の 数 の 人 の 数	投票 日	区	市	町	村
五千人以上	平日	七七、八三八	二〇五、六二〇	六五、六六二	一七二、一四七
五千人以上	休日	一一四、三六六	三〇六、〇三九	一〇二、一九〇	二七二、五六六
二千人以上	平日	一一六、七五七	三〇八、四三〇	一〇四、五八一	二七四、九五七
二千人以上	休日	一二八、九三三	三四一、九〇三	一一六、七五七	三〇八、四三〇
五千人以上	平日	一五三、二八五	四〇八、八四九	一二八、九三三	三四一、九〇三

平成十年三月十三日 参議院會議録第十一号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

第四条第五項ただし書中「この額を」を「当該額に」に改め、同項第一号中「五万九千二百五十円」を「六万五千四百四十四円」に改め、同項第二号中「六万九千九百一十二円」を「六万四千五百五十五円」に改め、同条第六項第一号中「六万三千八百三十三円」を「六万二千九百六十一円」に改め、同項第二号中「六万三千二百七十一円」を「六万五千九百七十二円」に改め、同条第八項中「九百六十六円」を「九百二十四円」に、「千三百三十三円」を「千五百五十五円」に、「千三百五十九円」を「千三百八十五円」に、「千四百七十二円」を「千五百一十円」に、「千五百八十六円」を「千六百十七円」に、「千八百一十二円」を「千八百四十七円」に、「二千四百一十円」を「三千四百六十八円」に改め、同条第九項の表を次のように改める。

選挙 区 の 数	選挙 区 の 数	衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
		区	市	区	市
五百人以上 未満	九〇、〇一四	二二、八五三	二、四五三	二、四五三	二、〇五三
一千人以上 未満	一〇四、五八一	二二、八五三	二、四五三	二、四五三	二、〇五三
二千人以上 未満	一一六、七五七	二二、八五三	二、四五三	二、四五三	二、〇五三
三千人以上 未満	一二八、九三三	二二、八五三	二、四五三	二、四五三	二、〇五三
五千人以上 未満	一五五、六七六	二二、八五三	二、四五三	二、四五三	二、〇五三
一万人以上 未満	一九二、二〇四	二二、八五三	二、四五三	二、四五三	二、〇五三
一万人以上 未満	二二七、四三六	二二、八五三	二、四五三	二、四五三	二、〇五三
二万人以上	三七四、八四四	二二、八五三	二、四五三	二、四五三	二、〇五三

第五条第一項の表を次のように改める。

選挙 区 の 数	選挙 区 の 数	区	市	町	村
五百人以上 未満	五、二五三	四、四五三	四、八五三	四、〇五三	
一千人以上 未満	七、二五三	六、〇五三	六、〇五三	五、二五三	
二千人以上 未満	一〇、八五三	九、二五三	八、八五三	七、六五三	
五千人以上 未満	一四、四五三	一二、〇五三	一二、〇五三	一〇、〇五三	

第五条第二項の表を次のように改める。

選挙 区 の 数	選挙 区 の 数	衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
		区	市	町	村
五百人以上 未満	二二、八五三	二、四五三	二、四五三	二、四五三	二、〇五三
一千人以上 未満	二二、八五三	二、四五三	二、四五三	二、四五三	二、〇五三
二千人以上 未満	二二、八五三	二、四五三	二、四五三	二、四五三	二、〇五三
三千人以上 未満	二二、八五三	二、四五三	二、四五三	二、四五三	二、〇五三
五千人以上 未満	二二、八五三	二、四五三	二、四五三	二、四五三	二、〇五三
一万人以上 未満	二二、八五三	二、四五三	二、四五三	二、四五三	二、〇五三
一万人以上 未満	二二、八五三	二、四五三	二、四五三	二、四五三	二、〇五三
二万人以上	二二、八五三	二、四五三	二、四五三	二、四五三	二、〇五三

第五條第三項の表を次のように改める。

開票 区の数 選挙人の数	投票の 翌日	区	市	町	村
二千人以上	二七〇、九七二	二七、三四四	二二五、八一〇	二二一、二二〇	
三千人未満	三七六、三五〇	三八五、二〇〇	三二六、一三四	三三三、五六八	
三千人未満	四九六、七八二	五〇八、四六四	四二一、五二二	四三一、四二四	
五千人未満	六三二、二六八	六四七、一三六	五二六、八九〇	五三九、二八〇	
一万人未満	八二七、九七〇	八四七、四四〇	六九二、四八四	七〇八、七六八	
一万人以上	九〇三、二四〇	九二四、四八〇	七五二、七〇〇	七七〇、四〇〇	
二万人未満	一、〇三八、七二六	一、〇六三、一五二	八七三、一三二	八九三、六六四	
三万人以上	一、一八九、二六六	一、二七、二三二	九九三、五六四	一、〇一六、九二八	

第五條第三項の表を次のように改める。

開票 区の数 選挙人の数	投票の 翌日	区	市	町	村
千人未満	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇
二千人未満	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇
二千人以上	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇
三千人未満	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇
三千人以上	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇
五千人未満	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇
五千人以上	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇
一万人未満	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇
一万人以上	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇
二万人未満	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇
二万人以上	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇
三万人未満	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇
三万人以上	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇	三三、八六〇

第五條第四項の表を次のように改める。

三万人以上	二、六六、六六六	二、六六、六六六	二、六六、六六六	二、六六、六六六	二、六六、六六六
-------	----------	----------	----------	----------	----------

第五條第五項の表を次のように改める。

開票 区の数 選挙人の数	投票の 翌日	区	市	町	村
千人未満	二五二、一九二	二五七、八七二	二二〇、六六八	二二五、六三八	
千人以上	二八三、七二六	二九〇、一〇六	二二六、四三〇	二四一、七五五	
二千人未満	三九四、〇五〇	四〇二、九二五	三三二、〇〇二	三三八、四五七	
二千人以上	五二〇、一四六	五三二、八六一	四四二、三三六	四五二、二七六	
五千人未満	六六二、〇〇四	六七六、九一四	五五二、六七〇	五六四、〇九五	
五千人以上	八六六、九二〇	八八六、四三五	七二五、〇五二	七四一、三八二	
一万人未満	九四五、七二〇	九六七、〇二〇	七八八、一〇〇	八〇五、八五〇	
一万人以上	一、〇八七、五七八	一、一二、〇七三	九二四、一九六	九三四、七八六	
二万人未満	一、二四五、一九八	一、二七三、二四三	一、〇四〇、二九二	一、〇六三、七二二	

第五條第五項の表を次のように改める。

開票 区の数 選挙人の数	投票の 翌日	区	市	町	村
千人未満	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六
千人以上	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六
二千人未満	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六
二千人以上	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六
三千人未満	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六
三千人以上	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六
五千人未満	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六
五千人以上	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六
一万人未満	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六
一万人以上	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六
二万人未満	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六
二万人以上	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六
三万人未満	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六
三万人以上	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六	六二、六六六

三万人以上	四三、六八	一、五八、九三	三八、五八	一、五三、九三	三八、一六	一、三三、〇六
二万万人未滿上	三〇、四九	一、二五、三三	二九、一六	一、二六、〇三	二六、〇三	一、一〇、一〇
一万五千人未滿上	二六、八二	一、一三、七一	二四、四二	一、一〇、四二	二四、八二	九三、三三
一万五千人未滿上	一七、五七	九六、五七	一六、八七	九四、八七	二九、三三	八三、二九
一万五千人未滿上	一五、七二	四九、四三	一四、六二	四三、五三	一四、三九	六四、四九
五千千人未滿上	一三、〇三	五八、五三	一〇、六五	五八、〇三	一〇、五五	五〇、二六

三二 千千 人人 未以 満上	二千 千人 人以 未満 上	千 人 未 満	開票区 の選挙人の数 区市町村
----------------------------	---------------------------	------------------	-----------------------

開票区 の選挙人の数		区市町村	区	市	町	村
千人	未満		二二九、五三六	四	二〇〇、八四四	四
二千人	以未満上		二五八、二二八		二二五、一九〇	
三千人	以未満上		三三八、六五〇		三〇一、二六六	
五千人	以未満上		四七三、四一八		四〇一、六八八	
一万人	以未満上		六〇二、五三二		五〇二、一一〇	
二万人	以未満上		七八九、〇三〇		六五九、九二六	
三万人	以未満上		八六〇、七六〇		七二七、三〇〇	
四万人	以未満上		九八九、八七四		八三一、〇六八	
五万人以上			一、一三三、三三四		九四六、八三六	

第五條第七項の表を次のように改める。

第五條第八項の表を次のように改める。

開票 区の選 挙人の数		投票の 翌日		区市町村	
千 人 未 満	二〇、一五円	平日	休日	平日	休日
二千 人 未 満	二五、二六	二五、〇四	二五、〇六	二五、〇八	二五、一〇
三千 人 未 満	三〇、八三	三〇、一五	三〇、一七	三〇、一九	三〇、二一
五千 人 未 満	四〇、五五	四〇、一〇	四〇、一二	四〇、一四	四〇、一六
一万 人 未 満	五〇、〇三	五〇、〇五	五〇、〇七	五〇、〇九	五〇、一一
二万 人 未 満	六〇、三三	六〇、三五	六〇、三七	六〇、三九	六〇、四一
三万 人 未 満	七〇、六三	七〇、六五	七〇、六七	七〇、六九	七〇、七一
四万 人 未 満	八〇、九三	八〇、九五	八〇、九七	八〇、九九	八〇、〇一
五万 人 未 満	九〇、二三	九〇、二五	九〇、二七	九〇、二九	九〇、三一
六万 人 未 満	一〇〇、五三	一〇〇、五五	一〇〇、五七	一〇〇、五九	一〇〇、六一
七万 人 未 満	一一〇、八三	一一〇、八五	一一〇、八七	一一〇、八九	一一〇、九一
八万 人 未 満	一二〇、一三	一二〇、一五	一二〇、一七	一二〇、一九	一二〇、二一
九万 人 未 満	一三〇、四三	一三〇、四五	一三〇、四七	一三〇、四九	一三〇、五一
十万人 未 満	一四〇、七三	一四〇、七五	一四〇、七七	一四〇、七九	一四〇、八一
十一万人 未 満	一五〇、〇三	一五〇、〇五	一五〇、〇七	一五〇、〇九	一五〇、一一
十二万人 未 満	一六〇、三三	一六〇、三五	一六〇、三七	一六〇、三九	一六〇、四一
十三万人 未 満	一七〇、六三	一七〇、六五	一七〇、六七	一七〇、六九	一七〇、七一
十四万人 未 満	一八〇、九三	一八〇、九五	一八〇、九七	一八〇、九九	一八〇、〇一
十五万人 未 満	一九〇、二三	一九〇、二五	一九〇、二七	一九〇、二九	一九〇、三一
十六万人 未 満	二〇〇、五三	二〇〇、五五	二〇〇、五七	二〇〇、五九	二〇〇、六一
十七万人 未 満	二一〇、八三	二一〇、八五	二一〇、八七	二一〇、八九	二一〇、九一
十八万人 未 満	二二〇、一三	二二〇、一五	二二〇、一七	二二〇、一九	二二〇、二一
十九万人 未 満	二三〇、四三	二三〇、四五	二三〇、四七	二三〇、四九	二三〇、五一
二十万人 未 満	二四〇、七三	二四〇、七五	二四〇、七七	二四〇、七九	二四〇、八一
二十一人 未 満	二五〇、〇三	二五〇、〇五	二五〇、〇七	二五〇、〇九	二五〇、一一
二十二人 未 満	二六〇、三三	二六〇、三五	二六〇、三七	二六〇、三九	二六〇、四一
二十三人 未 満	二七〇、六三	二七〇、六五	二七〇、六七	二七〇、六九	二七〇、七一
二十四人 未 満	二八〇、九三	二八〇、九五	二八〇、九七	二八〇、九九	二八〇、〇一
二十五人 未 満	二九〇、二三	二九〇、二五	二九〇、二七	二九〇、二九	二九〇、三一
二十六人 未 満	三〇〇、五三	三〇〇、五五	三〇〇、五七	三〇〇、五九	三〇〇、六一
二十七人 未 満	三一〇、八三	三一〇、八五	三一〇、八七	三一〇、八九	三一〇、九一
二十八人 未 満	三二〇、一三	三二〇、一五	三二〇、一七	三二〇、一九	三二〇、二一
二十九人 未 満	三三〇、四三	三三〇、四五	三三〇、四七	三三〇、四九	三三〇、五一
三十人 未 満	三四〇、七三	三四〇、七五	三四〇、七七	三四〇、七九	三四〇、八一
三十一人 未 満	三五〇、〇三	三五〇、〇五	三五〇、〇七	三五〇、〇九	三五〇、一一
三十二人 未 満	三六〇、三三	三六〇、三五	三六〇、三七	三六〇、三九	三六〇、四一
三十三人 未 満	三七〇、六三	三七〇、六五	三七〇、六七	三七〇、六九	三七〇、七一
三十四人 未 満	三八〇、九三	三八〇、九五	三八〇、九七	三八〇、九九	三八〇、〇一
三十五人 未 満	三九〇、二三	三九〇、二五	三九〇、二七	三九〇、二九	三九〇、三一
三十六人 未 満	四〇〇、五三	四〇〇、五五	四〇〇、五七	四〇〇、五九	四〇〇、六一
三十七人 未 満	四一〇、八三	四一〇、八五	四一〇、八七	四一〇、八九	四一〇、九一
三十八人 未 満	四二〇、一三	四二〇、一五	四二〇、一七	四二〇、一九	四二〇、二一
三十九人 未 満	四三〇、四三	四三〇、四五	四三〇、四七	四三〇、四九	四三〇、五一
四十人 未 満	四四〇、七三	四四〇、七五	四四〇、七七	四四〇、七九	四四〇、八一
四十一人 未 満	四五〇、〇三	四五〇、〇五	四五〇、〇七	四五〇、〇九	四五〇、一一
四十二人 未 満	四六〇、三三	四六〇、三五	四六〇、三七	四六〇、三九	四六〇、四一
四十三人 未 満	四七〇、六三	四七〇、六五	四七〇、六七	四七〇、六九	四七〇、七一
四十四人 未 満	四八〇、九三	四八〇、九五	四八〇、九七	四八〇、九九	四八〇、〇一
四十五人 未 満	四九〇、二三	四九〇、二五	四九〇、二七	四九〇、二九	四九〇、三一

投票の 区の数 の 選挙人の数	投票の 翌日	区市町村
平 日		区

区 市 町 村	投票の 翌日	投票の 区 の 選 挙 人 の 数	千人未満	千人以上 未満	二千人以上 未満	三千人以上 未満	五千人以上 未満	一万人以上 未満
			区	市	町	村		
区	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日
	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日
	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日
	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日
市	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日
	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日
	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日
	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日
町	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日
	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日
	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日
	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日
村	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日
	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日
	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日
	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日

平成十年三月十三日 参議院會議録第十一号 国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

開票 区の数 選挙の 日		区市町村		開票 区の数 選挙の 日		区市町村	
		区	市			区	市
千人未 満	一五七、六二〇円	平日	休日	千人未 満	一五七、六二〇円	平日	休日
一万人未 満	一六二、一七〇円	平日	休日	一万人未 満	一六二、一七〇円	平日	休日
二万人未 満	一四一、八五八円	平日	休日	二万人未 満	一四一、八五八円	平日	休日
三万人未 満	一四五、〇五三円	平日	休日	三万人未 満	一四五、〇五三円	平日	休日

第五条第十項の表を次のように改める。

開票 区の数 選挙の 日		区市町村		開票 区の数 選挙の 日		区市町村	
		区	市			区	市
千人未 満	一五七、六二〇円	平日	休日	千人未 満	一五七、六二〇円	平日	休日
一万人未 満	一六二、一七〇円	平日	休日	一万人未 満	一六二、一七〇円	平日	休日
二万人未 満	一四一、八五八円	平日	休日	二万人未 満	一四一、八五八円	平日	休日
三万人未 満	一四五、〇五三円	平日	休日	三万人未 満	一四五、〇五三円	平日	休日

第五条第九項の表を次のように改める。

開票 区の数 選挙の 日		区市町村		開票 区の数 選挙の 日		区市町村	
		区	市			区	市
千人未 満	一五七、六二〇円	平日	休日	千人未 満	一五七、六二〇円	平日	休日
一万人未 満	一六二、一七〇円	平日	休日	一万人未 満	一六二、一七〇円	平日	休日
二万人未 満	一四一、八五八円	平日	休日	二万人未 満	一四一、八五八円	平日	休日
三万人未 満	一四五、〇五三円	平日	休日	三万人未 満	一四五、〇五三円	平日	休日

第五条第十一項の表を次のように改める。

開票 区の数 選挙の 日		区市町村		開票 区の数 選挙の 日		区市町村	
		区	市			区	市
千人未 満	一五七、六二〇円	平日	休日	千人未 満	一五七、六二〇円	平日	休日
一万人未 満	一六二、一七〇円	平日	休日	一万人未 満	一六二、一七〇円	平日	休日
二万人未 満	一四一、八五八円	平日	休日	二万人未 満	一四一、八五八円	平日	休日
三万人未 満	一四五、〇五三円	平日	休日	三万人未 満	一四五、〇五三円	平日	休日

平成十年三月十三日 参議院会録第十二号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

三 万 人 以 上	三、三六三、二〇六、六六六	二、七〇、三三三、二二六	二、〇七、二六六	三、三六六
-----------	---------------	--------------	----------	-------

第五条第十二項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数	区市町村		
	区	市	町 村
千 人 未 満		一四三、四六〇円	一二九、一一四円
二 千 人 以 上 未 満		一七二、一五二	一四三、四六〇
三 千 人 以 上 未 満		二五八、二三八	二二五、一九〇
四 千 人 以 上 未 満		三二五、六二二	二七二、五七四
五 千 人 以 上 未 満		四〇一、六八八	三三四、三〇四
一 万 人 以 上 未 満		五三〇、八〇二	四四四、七二六
一 万 五 千 人 以 上 未 満		五七三、八四〇	四八七、七六四
二 万 人 以 上 未 満		六五九、九一六	五五九、四九四
三 万 人 以 上	七七四、六八四		六四五、五七〇

第五条第十四項中「四千五十九円を四千六十五円に改める。

第六条第一項の表中「六五六、二五四を六七八、八三〇に、「六五三、五〇四を「六七六、〇三〇に、「二六八、三六五を「一、三〇二、一八四に、「二六五、六一五を「一、二九九、三八四に、「二、四〇九、二〇二を「二、四七二、九〇五に、「二、四〇三、七〇二を「二、四六六、三〇五に改め、同条第二項中「四十一万八千四百六十円を「四十三万五千九百六円に、「六十万二千七百一円を「六十一万五千二百九十四円に、「百九万三千九百三十八円を「百十三万九千五百四十五円に改め、同条第三項中「三万七千七百十円を「三万二千三百二十六円に、「三万九千六百三十八円を「四万四千四百八円に、「四万七千五百六十五円を「四万八千四百八十九円に、「五万五千五百二十九円を「五万二千五百三十三円に、「五万五千四百九十三円を「五万六千五百七十一円に、「六万三千四百二十円を「六万四千八百五十一円に、「六万六千六百八十四円を「六万七千九百七十九円に改める。

第七条第一項の表を次のように改める。

都道府県 の世帯数	選 挙		
	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	都及び大都市のある道府県	その他の県
一 三十万 未 満	円	錢	四〇四錢
二 四十万 未 満			四〇五三
三 五十万 未 満			三九五七
四 六十万 未 満			三九一六
五 七十万 未 満	三八七二	三八四〇	三七二二
六 百万 以 上	三四一四	三三九四	三六九九

第七条第二項中第六号を第五号に、「こえる」を「超える」に改める。

第八条第二項の表中「三八を三九に、「五五を五六に、「八二を八四に改め、同条第二項中「四十三円を四十四円に改め、同項の表中「一六を一九に、「二七〇を二七四に、「二二三を二二八に、「二五八を二六五に、「三〇一を三〇九に、「三四五を三五四に、「三八八を三九八に改める。

第八条の二の表以外の部分中「千二百三十六円を「千三百六十五円に改め、同条の表を次のように改める。

区画数	区市町村		
	区	市	町 村
九 未 満	一六、二七五円	一五、二二五円	一四、一七五円
十 三 以 上 未 満	一七、八五〇	一六、八〇〇	一五、七五〇
十一 三 以 上	一九、四二五	一八、三七五	一七、三三五

第九条第一項の表を次のように改める。

開催の時	区市町村		
	区	市	町 村
昼間(午前八時三十分から午後五時までをいうものとする)	六、〇二〇円	五、四六〇円	五、二九〇円

休日	平日			
	夜間(午後五時から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。)			
二四、〇五六	二一、七二七	二一、一六七	二一、九九七	
二三、四九六				
二三、三三六				

第九條第一項中、「一万五千九百二十四円を」「一万六千六百四円」に、「一万七千七百九十八円を」「一万七千九百三十三円」に改め、同条第三項中、「六十九円を」「七十円」に、「九十八円を」「百円」に、「百四十四円を」「百四十七円」に、「二百四十七円を」「二百五十二円」に改め、同条第四項中、「四百六十六円を」「四百二十四円」に改め、同条第五項中、「五百十五円を」「五百二十五円」に改め、同条第六項中、「三百六十二円を」「三百六十九円」に、「四百五十三円を」「四百六十二円」に、「五百四十三円を」「五百五十四円」に、「五百八十八円を」「五百九十九円」に、「六百三十四円を」「六百四十六円」に、「七百二十四円を」「七百三十八円」に、「千八十九円を」「千百十円」に改める。

第十三條第一項の表を次のように改める。

区 分		衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
選挙人の数が五十万人未満のもの	一九、二九五、四四六	円	一四、八三九、七二六	円	
選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	二三、一二三、九九七		一七、六九〇、三二四		
選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	二七、三九〇、二一一		二〇、八七六、五一四		
選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	二九、九二三、二五〇		二二、六七四、八七三		
選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	三四、四三四、五四五		二六、〇九五、五四三		
選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	四〇、八一五、七二〇		三〇、九三九、二〇九		
選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	三九、八九一、七二〇		三〇、三二三、二〇九		
選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	四八、六三三、三〇二		三七、四一〇、二五二		
選挙人の数が三百万人以上三百万人未満のもの	四七、五四三、三〇二		三六、六八二、二五二		
選挙人の数が三百万人以上三百万人未満のもの	五三、八一〇、六九三		四一、二六九、四七三		
選挙人の数が三百万人以上三百万人未満のもの	五二、四六六、六九三		四〇、三七三、四七三		

		都道府県の支庁又は地方事務所		認定出先機関	大都市	区					市(大都市を除く) 市を第三項及び第七項において同じ		町村											
選挙人の数が三百万人以上のもの	都及び大都市のある道府県	その他の県	選挙人の数が五万人未満のもの			選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの	選挙人の数が二十万人以上二十五万人未満のもの	選挙人の数が二十五万人以上三十万人未満のもの														
八四、〇三一、五〇八	六二、六〇〇、四九二	八二、五一、五〇八	六〇、九二〇、四九二	四、九八六、三四二	三、九一七、四四三	二、六五一、八三九	二、〇八二、三七三	一〇、四八九、三三五	八、四六二、三一五	五、八三三、五二五	四、九八六、〇一九	五、八四四、三六四	六、九九一、五一九	八、三七八、八二四	二、四六一、七五二	三、二七三、五三二	四、九〇三、六九九	六、九〇五、七二八	八、三四四、三八〇	二、六五、五二七	二八六、一九七	二五九、六三三	八一七、三九八	一、二七八、一六四

選挙人の数が一万人以上三万人未満のもの	一、九〇七、二七八	一、六二八、一五〇
選挙人の数が二万人以上のもの	二、三三〇、二七〇	一、九八一、八一八

区分		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	九、七〇五、四七〇 _円	七、六八四、八一五 _円
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一一、二八一、〇一四	八、九三七、四八〇
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一二、八五六、五五八	一〇、一九〇、一四五
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	一二、八五六、五五八	一〇、一九〇、一四五
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	一三、八四三、二七三	一一、〇一六、四一〇
	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	一四、三六一、〇五一	一二、四四二、八一〇
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一五、三四七、七六六	一二、二六九、〇七五
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	一五、五三〇、七一〇	一二、四二一、三六五
	選挙人の数が三百万人以上のもの	二〇、三二四、一八二	一六、〇八〇、一四〇
	都道府県の支庁又は地方事務所	四、四四〇、六三九	三、四二九、二七五
認定出先機関	都	二、二七六、二六六	一、七五〇、二一〇
	市	九、四五五、二九四	七、四五六、六三〇
区		四、一〇一、一七二	三、二七〇、六二二
	選挙人の数が三万人未満のもの	一、九九七、六七四	一、六二三、七九七
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	二、一九八、二四八	一、七五七、五二三

[illegible]

地 域		都道府県、市町村等		都 道 府 県		都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村	
一	級 地	一三、八五四円		一三、八五四円		六、九二七円	
二	級 地	一六、六二五		一六、六二五		八、三二二	
三	級 地	一八、〇一〇		一八、〇一〇		九、〇〇六	
四	級 地	一九、三九五		一九、三九五		九、六九八	
五 級 地	都府県の区域	二二、一六六		二二、一六六		一一、〇八三	
	道の区域	三三、二九六		三三、二九六		一六、六四八	

第十四条第一項第一号から第三号までの規定中、「一万円を」を「一万四百円に改め、同項第四号から第六号までの規定中「八千二百円を」を「八千六百円に改める。

第十五条第一項中「千四百六十三円を」を「千五百円に、「百五十六円を」を「百六十円に改める。

第十七条第二項中「二、四〇九、二〇二を」を「二、四七一、九〇五に、「一、三三八、三九一を」を「一、三七四、九四〇に、「一、四〇三、七〇二を」を「一、四六六、三〇五に、「一、三三五、六四一を」を「一、三七二、一四〇に、「百九万三千九百三十八円を」を「百十三万九千五百四十五円に、「六十六万五千六百七十七円を」を「六十九万三千四百三十円に改める。

第一条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

投票区 の選挙 人の数	投票日	区市町村		区		市		町		村	
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日		
五百人未満	一七、三六円	三三、六六円	一〇、一〇九円	三三、六六円	一七、三六円	二六、二五円	二六、二五円	二六、二五円	二六、二五円		
千五百人未満	二〇、九六円	四〇、八六円	一〇、一〇九円	四〇、八六円	二六、二五円	二六、二五円	二六、二五円	二六、二五円			
二千五百人未満	二二、六六円	四六、八六円	一〇、一〇九円	四六、八六円	二六、二五円	二六、二五円	二六、二五円	二六、二五円			
三千五百人未満	二六、六六円	四六、八六円	一〇、一〇九円	四六、八六円	二六、二五円	二六、二五円	二六、二五円	二六、二五円			
五千五百人未満	三六、六六円	四六、八六円	一〇、一〇九円	四六、八六円	二六、二五円	二六、二五円	二六、二五円	二六、二五円			
七千五百人未満	三六、六六円	四六、八六円	一〇、一〇九円	四六、八六円	二六、二五円	二六、二五円	二六、二五円	二六、二五円			
一万人以上	三六、六六円	四六、八六円	一〇、一〇九円	四六、八六円	二六、二五円	二六、二五円	二六、二五円	二六、二五円			

[illegible]

投票 区の選 挙人の数	投票日		区市町村
	平日	休日	区
五 百 人 未 満	一、〇〇〇円	平日	市
	二、二五〇円	休日	
	一、〇〇〇円	平日	町
	二、二五〇円	休日	
	一、三〇〇円	平日	村
	二、三〇〇円	休日	

二万人以上	八〇、九三	一、四三、四三	七六、一五	一、四七、六三	六六、三三	一、二三、九七
二万五千人未満	六三、三三	一、〇九、二五	五九、七三	一、〇九、九四	五四、三三	九四、〇二
一万五千人未満	四六、五二	七四、〇七	四四、七三	七六、九七	三八、三三	六七、〇六
一万五千人未満	四六、四四	六五、二六	三三、三四	五五、九六	二九、六四	五四、五四
五千人以上	二八、四四	四九、〇四	二七、二四	四九、七四	二五、六四	四〇、五三
三千人以上	三六、九二	四四、〇二	二四、七三	四九、七二	二六、〇二	六九、三〇
二千人未満	二〇、五〇	三九、七八	二〇、七〇	三六、九八	一八、五〇	三三、〇三
一千五百人以上	一六、三九	三七、九六	一六、八九	三七、七六	一八、三〇	二七、八三

投票 区の選 挙人の数		投票 日		区 市		町 村	
五百人未満	一〇四、四〇六円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
千五百人以上 未満	一二一、〇一〇	二七三、五六七	一〇四、四〇六	二二三、四〇一	二七四、九五八	二三四、三二二	一九六、〇五七円
二千人以上 未満	一四〇、〇〇五	三三三、二二三	一四〇、〇〇五	二二三、四〇一	二七四、九五八	二三四、三二二	一九六、〇五七円
三千人以上 未満	一五六、六〇九	三五一、四六八	一四〇、〇〇五	二二三、四〇一	二七四、九五八	二三四、三二二	一九六、〇五七円
五千人以上 未満	一七三、二二三	三八九、七三三	一五六、六〇九	二二三、四〇一	二七四、九五八	二三四、三二二	一九六、〇五七円
一万人以上 未満	二〇八、八二二	四六八、六二四	一七五、六〇四	二二三、四〇一	二七四、九五八	二三四、三二二	一九六、〇五七円
一万五千人以上 未満	二五八、六二四	五八三、三八九	二二五、四一六	二二三、四〇一	二七四、九五八	二三四、三二二	一九六、〇五七円
二万人以上 未満	三七四、八五二	八五一、一七四	三三五、〇四〇	二二三、四〇一	二七四、九五八	二三四、三二二	一九六、〇五七円

第四條第五項第一号中「六万五千五百四十四円」を「五万二千六百八十九円」に改め、同項第二号中「六万四千五百五十五円」を「五万五千七百円」に改め、同条第六項第一号中「六万三千九百六十一円」を「五万三千三百九十七円」に改め、同項第二号中「六万五千九百七十二円」を「五万六千四百八円」に改め、同条第九項の表を次のように改める。

二万人以上	五〇七、六八四	一、一五七、二二四	四二四、六六四	九六五、九三九
-------	---------	-----------	---------	---------

第五條第一項の表を次のように改める。

[illegible]

第五条第二項の表を次のように改める。

[illegible][illegible]

平成十年三月十三日 参議院會議録第十一号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

第五条第三項の表を次のように改める。

開票 区の数 選挙人の数	投票の 翌日	区市町村			
		区	市	町	村
千人 未満	平日	三三、七〇円	三三、八三円	三三、四四円	三三、二六円
千人 以上	休日	三三、七〇円	三三、八三円	三三、四四円	三三、二六円
二千人 未満	平日	三三、八六円	三三、九八円	三三、五九円	三三、四一円
二千人 以上	休日	三三、八六円	三三、九八円	三三、五九円	三三、四一円
三千人 未満	平日	三三、九二円	三四、〇四円	三三、六五円	三三、四七円
三千人 以上	休日	三三、九二円	三四、〇四円	三三、六五円	三三、四七円
五千人 未満	平日	三四、〇八円	三四、二〇円	三四、八一円	三四、六三円
五千人 以上	休日	三四、〇八円	三四、二〇円	三四、八一円	三四、六三円
一万人 未満	平日	三四、二四円	三四、三六円	三四、九七円	三四、七九円
一万人 以上	休日	三四、二四円	三四、三六円	三四、九七円	三四、七九円
二万人 未満	平日	三四、四〇円	三四、五二円	三四、一三円	三四、九五円
二万人 以上	休日	三四、四〇円	三四、五二円	三四、一三円	三四、九五円
三万人 以上	平日	三四、五六円	三四、六八円	三四、二九円	三四、一一円
三万人 以上	休日	三四、五六円	三四、六八円	三四、二九円	三四、一一円

第五条第四項の表を次のように改める。

開票 区の数 選挙人の数	投票の 翌日	区市町村			
		区	市	町	村
千人 未満	平日	二六、〇七〇円	二七、一〇三円	二二、八二六円	二二、三八〇円
千人 以上	休日	二六、〇七〇円	二七、一〇三円	二二、八二六円	二二、三八〇円
二千人 未満	平日	二九、三二九円	三〇、六三六円	二四、四一〇円	二五、五〇三円
二千人 以上	休日	二九、三二九円	三〇、六三六円	二四、四一〇円	二五、五〇三円
三千人 未満	平日	四〇、七三五〇	四二、五〇五〇	三四、一七四	三五、七〇四二
三千人 以上	休日	四〇、七三五〇	四二、五〇五〇	三四、一七四	三五、七〇四二
五千人 未満	平日	五三、七〇二	五六、一〇六六	四五、六三三二	四七、六〇五六
五千人 以上	休日	五三、七〇二	五六、一〇六六	四五、六三三二	四七、六〇五六
一万人 未満	平日	六八、四三四八	七一、四〇八四	五七、〇二九〇	五九、五〇七〇
一万人 以上	休日	六八、四三四八	七一、四〇八四	五七、〇二九〇	五九、五〇七〇

第五条第七項の表を次のように改める。

一万人 以上	八九六、一七〇	九三五、一一〇	七四九、五三四	七八二、〇九二
一万五千人 以上	九七七、六四〇	一、〇二〇、二二〇	八一四、七〇〇	八五〇、一〇〇
二万人 以上	一、二二四、二八六	一、二七三、一三八	九四五、〇五二	九八六、一一六
三万人 以上	一、二八七、二二六	一、三三四、一五八	一、〇七五、四〇四	一、一二二、一三二

第五条第八項の表を次のように改める。

開票 区の数 選挙人の数	投票の 翌日	区市町村			
		区	市	町	村
千人 未満	平日	一五九、四〇〇円	一六六、四八〇円	一四三、四六〇円	一四九、八三二円
千人 以上	休日	一五九、四〇〇円	一六六、四八〇円	一四三、四六〇円	一四九、八三二円
二千人 未満	平日	二二八、二二六	二二八、二二六	二二八、二二六	二二八、二二六
二千人 以上	休日	二二八、二二六	二二八、二二六	二二八、二二六	二二八、二二六
三千人 未満	平日	二二八、二二六	二二八、二二六	二二八、二二六	二二八、二二六
三千人 以上	休日	二二八、二二六	二二八、二二六	二二八、二二六	二二八、二二六
五千人 未満	平日	二二八、二二六	二二八、二二六	二二八、二二六	二二八、二二六
五千人 以上	休日	二二八、二二六	二二八、二二六	二二八、二二六	二二八、二二六
一万人 未満	平日	二二八、二二六	二二八、二二六	二二八、二二六	二二八、二二六
一万人 以上	休日	二二八、二二六	二二八、二二六	二二八、二二六	二二八、二二六
二万人 未満	平日	二二八、二二六	二二八、二二六	二二八、二二六	二二八、二二六
二万人 以上	休日	二二八、二二六	二二八、二二六	二二八、二二六	二二八、二二六
三万人 以上	平日	二二八、二二六	二二八、二二六	二二八、二二六	二二八、二二六
三万人 以上	休日	二二八、二二六	二二八、二二六	二二八、二二六	二二八、二二六

開票 区の選 挙人の数		投票の 票日	区市町村
千人未滿	一六二、九四〇円	平日	区
千人未滿	一九五、五二八	休日	市
千人以上	二〇四、〇二四	平日	町
二千人未滿	一六二、九四〇	休日	村
二千人以上	一七〇、〇二〇円	平日	
三千人未滿	二四四、四一〇	休日	
三千人以上	二五五、〇三〇	平日	
五千人未滿	三〇九、五八六	休日	
五千人以上	三九一、〇五六	平日	
一万人未滿	四七六、〇五六	休日	
一万人以上	五〇五、一一四	平日	
一万人以上	五二七、〇六二	休日	

第五條第十項の表を次のように改める。

開票の区、選挙人の数	投票の区、選挙人の数	区市町村			
		区	市	町	村
千人未満	一六二、九四〇円	平日	休日	平日	休日
二千人未満	一九五、五二八	二〇四、〇二四	一七〇、〇二〇円	一六二、九四〇	一七〇、〇二〇円
三千人未満	二九三、二九二	三〇六、〇三六	二四四、四一〇	二四四、四一〇	二五五、〇三〇
五千人未満	三五八、四六八	三七四、〇四四	三〇九、五八六	三〇九、五八六	三三三、〇三八
一万千人未満	四五六、二三二	四七六、〇五六	三九一、〇五六	四〇八、〇四八	四〇八、〇四八
一万五千人未満	六〇二、八七八	六二九、〇七四	五〇五、一一四	五二七、〇六二	五二七、〇六二
二万五千人未満	六五一、七六〇	六八〇、〇八〇	五五三、九九六	五七八、〇六八	五七八、〇六八
三万人未満	七四九、五二四	七八二、〇九二	六三五、四六六	六六三、〇七八	六六三、〇七八
三万人以上	八七九、八七六	九一八、一〇八	七三三、一三〇	七六五、〇九〇	七六五、〇九〇

第八條中「選挙の区」を「選挙における投票所の」に改め、同条に次の二項を加える。

衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における不在者投票管理者（市区町村の選挙管理委員会等の委員長たる不在者投票管理者に限る。次項及び第十三条第十項において「じ」の管理する投票を記載する場所の候補者氏名等掲示費の基本額は、当該場所一箇所について一の投票区の第一項の規定による基本額に相当する額（当該場所の属する市区町村の区域が二上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれていない場合における衆議院小選挙区選出議員の選挙については、各選挙区に属する一の投票区と同項の規定による基本額に相当する額を合算した額）とする。

衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙における不在者投票管理者の等する投票を記載する場所の候補者氏名等掲示費の基本額は、当該場所一箇所について次の表に於ける額とする。

衆議院名簿届出政党等の数	金	額
十	四	三九円
未	満	

第八条中「選挙の」を「選挙における投票所の」に改め、同条に次の二項を加える。

衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における不在者投票管理者(市区町村の選挙管理委員会の委員長たる不在者投票管理者に限る。次項及び第十三条第十項において同じ。)の管理する投票を記載する場所の候補者氏名等揭示費の基本額は、当該場所一箇所について一の投票区の第一項の規定による基本額に相当する額(当該場所の属する市区町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における衆議院小選挙区選出議員の選挙については、各選挙区に属する一の投票区の同項の規定による基本額に相当する額を合算した額)とする。

衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙における不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所の候補者氏名等掲示費の基本額は、当該場所一箇所について次の表に掲げる額とする。

衆議院名簿届出政党等の数は	金
参議院名簿届出政党等の数は	額
十 四 未 満	三九円

二十	十四	七	以	未	満	上	
二	十	七	以	上			八四

第十三条第一項の表中「五、八三三、五二五」を「六、一五八、六九三」に、「四、九八六、〇一九」を「五、四四八、二六七」に、「六、六九一、八七〇」を「七、〇九八、三三〇」に、「五、八四四、三六四」を「六、四二二、一七四」に、「七、八三九、〇三五」を「八、四〇八、〇六九」に、「六、九九一、五一九」を「七、八〇〇、四五三」に、「九、二二六、三三〇」を「一〇、〇三九、二五〇」に、「八、三七八、八二四」を「九、五三四、四四四」に、「二、八三八、四六二」を「三、〇八二、三三七」に、「二、四六一、七五二」を「三、八〇八、四三八」に、「三、七三二、二二三」を「四、〇五六、三九一」に、「三、二七三、五三三」を「三、七三五、七八〇」に、「五、五六五、一五四」を「五、九七一、六二四」に、「四、九〇三、六九九」を「五、四八一、五〇九」に、「七、七七三、九五七」を「八、三四三、〇〇一」に、「六、九〇五、七二八」を「七、一四四、六六二」に、「九、三〇九、六六四」を「一〇、一二三、五八四」に、「八、三四四、三八〇」を「九、五〇〇、〇〇〇」に、「三、一七、六八三」を「三、九八、九七五」に、「二、六五、五二七」を「三、八、〇八九」に、「三、三八、三三三」を「四、一九六、四四五」に、「二、八六、一九七」を「四、〇一、七五九」に、「五、四一、九七七」を「六、三三、二六九」に、「四、五九、六二三」を「五、七五、一八五」に、「九、九六、八〇六」を「一、〇七八、〇九八」に、「八、一七、三九八」を「九、三二、九六〇」に、「一、五二七、九六七」を「一、六八〇、五五一」に、「一、二七八、一六四」を「一、五〇九、二八八」に、「一、九〇七、二七八」を「二、〇六九、八六二」に、「一、六二八、一五〇」を「一、八四九、二七四」に、「二、三三〇、二七〇」を「二、五六四、一四六」に、「一、九八一、八二八」を「二、三三八、五〇四」に改め、同条第二項中の表中

区	選挙人の数が五万人未満のもの	四、一〇一、一七二	三、二七〇、六二二
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	四、四二六、三四〇	
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	四、五〇七、六三二	
	選挙人の数が十五万人以上のもの	四、六七〇、二二六	四、九一四、〇九二

三、七三二、八七〇
三、八四八、四三二
四、〇七九、五五六
四、四二六、二四二

に、「一、九九七、六七四」を「二、二四一、五五〇」に、「一、六三三、七九

七を「一、九七〇、四八三」に、「二、一九八、二四八」を「二、五三三、四一六」に、「一、七五七、五二三」を「二、二九、七六二」に、「三、二四八、二二六」を「三、六五四、六八六」に、「二、六〇三、七二七」を「三、一八一、五三七」に、「四、四一、三七四」を「四、九八〇、四一八」に、「三、五六〇、一〇一」を「四、三六九、〇三五」に、「四、七三〇、七八六」を「五、五四三、七〇六」に、「三、七八二、四五八」を「四、九三八、〇七八」に、「二、七二、七七〇」を「三、五三三、〇六二」に、「三、二二、四四五」を「三、三八、〇〇七」に、「四、五七、四六六」を「五、三八、七八八」に、「三、七七、九四四」を「四、九三、五〇六」に、「八、四三、七三六」を「九、二五、〇二八」に、「六、六七、一五九」を「七、八一、七二一」に、「一、二八一、九八六」を「一、四四四、五七〇」に、「一、〇四五、〇一五」を「一、二七六、一九九」に、「一、五五三、七五六」を「一、七六、三四〇」に、「一、二六七、四六〇」を「一、四九八、五八四」に、「一、八二五、五二六」を「二、〇六九、四〇二」に、「一、四八九、九〇五」を「一、八三六、五九一」に改める。

第十三条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 市区町村の選挙管理委員会が不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所を市区町村の支所、出張所その他の自治大臣が定める場所に当該市区町村の選挙管理委員会の職員につき定められていた執行時間外に設ける場合は、当該投票を記載する場所の事務に従事する者の超過勤務手当費として自治大臣が定める額を加算するものとする。

第十三条の二第一項中「以下」不在者投票管理」というを「次項及び第十八条において同じ」に改める。

第十四条第一項第二号中「一万四百円を」「一万二千三百円」に改め、同項第四号中「八千六百円を」「一万五百円」に改める。

下に「及び第十項」を、「同条第九項及び」の下に「第十項並びに」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、平成十年六月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、この法律の施行の日(以下「第一条の規定等の施行日」という。)以後前項ただし書に規定する規定の施行の日(以下「第二条の規定等の施行日」という。)の前日までの間にその期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、適用し、第一条の規定等の施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定は、第二条の規定等の施行日以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、適用し、第二条の規定等の施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

4 第一条の規定等の施行日以後第二条の規定等の施行日の前日までの間にその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票であって、当該選挙、審査又は投票の期日が第二条の規定等の施行日以後となるものについては、前項の規定にかかわらず、新法第四条第一項又は第三項に規定する投票所経費の基本額及び同条第二項又は第四項に規定する

加算額、新法第五條第一項、第三項、第七項又は第九項に規定する開票所経費の基本額及び同条第二項、第四項、第八項又は第十項に規定する加算額、新法第十三條第一項に規定する事務費の基本額及び同条第二項に規定する加算額並びに新法第十四條第一項第二号又は第四号に掲げる費用弁償の額については、これらの規定による額に自治大臣が定める額をそれぞれ加算するものとする。

審査報告書

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年三月十三日

農林水産委員長 松谷蒼一郎
参議院議長 齋藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における国際的な水産資源の保存及び管理のための措置の強化に伴う原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化にかんがみ、農林漁業金融公庫等が、平成十四年度末までの間、引き続き、一定の要件に該当する水産加工施設の改良等に必要な資金の貸付けの業務を行い、あわせて、平成十年度末までの間、外国政府による水産加工品の衛生規制の強化に即応して緊急に行われる水産加工施設の改良等に必要な資金の貸付けの業務を行うことができることとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

水産加工工業を取り巻く状況は、国際的な水産資源の保全及び管理の強化による原材料の供給事情の悪化に加え、加工品の輸入も引き続き増加する傾向にある。さらに、米国における HACCP 方式の導入等、水産加工品の安全性確保のための衛生規制の強化により、我が国の水産加工品貿易に著しい影響を及ぼすことが懸念されている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

一 本融資制度については、今後とも漁業生産及び加工利用の実情等に即し、貸付対象魚種及び地域を見直す等、制度運用の改善に努めること。

二 我が国の水産加工工業は、中小・零細企業が大部分を占めることから、組織化・共同化を推進し、経営基盤の強化に努めること。

三 食品の安全性志向の高まりに対応するため、我が国水産加工工業の実情に配慮しつつ、新たな衛生管理手法である HACCP 方式の円滑な導入を図ること。

四 水産資源の保全及び管理の強化により、水産加工原材料の安定的確保にも資するよう、漁獲可能量制度の適切な運用を図ること。

五 水産資源の有効利用を促進するとともに、消費者ニーズに的確に対応するため、水産加工技術の高度化を推進すること。

六 環境問題への関心が高まる中で、水産加工廃棄物の再生利用の促進を図るとともに、環境への負荷を軽減するための技術開発を推進すること。

右決議する。

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
国会に提出する。

平成十年二月二十六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

法律

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律(昭和五十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法

第一項中「北洋における外国政府による漁業水域の管理の強化等」を「国際的な水産資源の保存及び管理のための措置の強化」に改め、第三項中「原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律」を「水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法」に改め、本則に次の二項を加える。

4 外国政府による水産加工品の衛生に係る規制の強化に即応して緊急に行われる水産加工品の製造又は加工のための施設の改良、造成又は取得で当該規制の水産加工品の貿易に与える影響の程度を考慮して政令で定める要件に該当するものに必要なる長期かつ低利の資金であつて、一般の金融機関が融通することを困難とするものについては、平成十一年三月三十一日までを限り、次項において準用する第二項の規定により定められる貸付けの条件に従ひ、国民金融公庫及び中小企業金融公庫は、それぞれ、国民金融公庫法第十八条第一項及び中小企業金融公庫法第十九条に規定する業務の一部として貸付けを

行い、農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法第十八条第一項、第四項及び第五項、第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四第一項並びに附則第二十三項並びに第一項に規定する業務のほか、水産加工工業を営む者又はこれらの者の組織する法人に対し、貸付けの業務を行うことができる。

5 前項に規定する資金の貸付けについては、第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「臨時措置法第一項」とあるのは、「臨時措置法第四項」と読み替へるものとする。

附則第二項中「平成十年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

真珠養殖事業法を廃止する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年三月十三日

農林水産委員長 松谷蒼一郎
参議院議長 齋藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における真珠養殖事業をめぐる状況にかんがみ、真珠養殖事業法を平成十一年一月一日をもって廃止しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

平成十年三月十三日 参議院会議録第二十二号

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案 真珠養殖事業法を廃止する法律案

附帯決議

真珠養殖事業及び真珠母貝養殖事業は、戦前から現在に至る我が国経済の向上と輸出の振興に大きく貢献し、真珠養殖事業法は、国営検査等を通じて国産真珠の輸出の振興に重要な役割を果たしてきた。

よって政府は、本法を廃止するに当たり、今後の真珠養殖事業及び真珠母貝養殖事業の一層の発展に資するよう、次の事項の実現に努めるべきである。

一 廃止される国営検査に代わり、民間による検査を行うに当たっては、真珠の品質が確保されるよう、十分な指導を行うこと。

二 真珠養殖事業及び真珠母貝養殖事業については、現在の真珠をめぐる厳しい状況にかんがみ、安定した経営が維持できるよう、必要な支援措置を講ずること。

三 一昨年秋季に各地で発生したアコヤ貝のへい死事件については、今後の対応策の確立に向けた研究調査を推進するとともに、漁場環境の保全対策に万全を期すること。

真珠養殖事業法を廃止する法律案
右
国会に提出する。

平成十年二月二十六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

真珠養殖事業法を廃止する法律案

真珠養殖事業法を廃止する法律

真珠養殖事業法(昭和二十七年法律第九号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十一年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

投票者氏名

日程第一 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

賛成者氏名

阿部 正俊君 青木 幹雄君
芦尾 長司君 井上 吉大君
井上 裕君 石井 道子君
石川 弘君 石渡 清元君
板垣 正君 岩崎 純三君
岩永 浩美君 上野 公成君
浦田 勝君 海老原義彦君
小野 清子君 尾辻 秀久君
大河原太一郎君 大木 浩君
大島 慶久君 大野つや子君
太田 豊秋君 岡 利定君
岡野 裕君 岡部 三郎君
加藤 紀文君 狩野 安君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君
笠原 潤一君 片山虎之助君
金田 勝年君 鎌田 要人君
龜谷 博昭君 木宮 和彦君
北岡 秀二君 久世 公麿君
香掛 哲男君 国井 正幸君
倉田 寛之君 小山 孝雄君
鴻池 祥肇君 佐藤 静雄君
佐藤 泰三君 斎藤 文夫君
坂野 重信君 清水 達雄君
下稲葉耕吉君 須藤良太郎君
鈴木 政二君 鈴木 貞敏君
鈴木 正孝君 世耕 政隆君
関根 則之君 田沢 智治君
田村 公平君 高木 正明君
竹山 裕君 谷川 秀善君
常田 享祥君 坪井 一子君
中島 眞人君 中曾根弘文君
永田 良雄君 長尾 立子君

一八六名

長峯 基君

西田 吉宏君 成瀬 守重君
野間 起君 野沢 太三君
南野知恵子君 野村 五男君
橋本 聖子君 長谷川道郎君
林 芳正君 馳 浩君
保坂 三蔵君 林田悠紀夫君
真鍋 賢二君 真島 一男君
松浦 功君 前田 勲男君
松谷 一郎君 松浦 孝治君
三浦 一水君 松村 龍二君
宮崎 秀樹君 溝手 顯正君
村上 正邦君 宮澤 弘君
矢野 哲朗君 守住 有信君
山本 一太君 山崎 正昭君
吉川 芳男君 依田 智治君
足立 良平君 吉村剛太郎君
伊藤 基隆君 朝日 俊弘君
一井 淳治君 石田 美栄君
江本 孟紀君 今泉 昭君
岡崎トミ子君 小川 勝也君
久保 亘君 小島 茂君
小林 元君 小島 慶三君
齋藤 勲君 小山 峰男君
菅野 久光君 笹野 貞子君
千集 景子君 竹村 泰子君
寺崎 昭久君 角田 義一君
中尾 則幸君 寺澤 芳男君
平田 健二君 長谷川 清君
松前 達郎君 前川 忠夫君
水島 裕君 円より子君
吉田 久之君 本岡 昭次君
藤科 清治君 和田 洋子君
猪熊 重二君 荒木 清寛君
牛嶋 正君 魚住裕一郎君
及川 順郎君 海野 義孝君
大森 礼子君 大久保直彦君
風間 昶君 加藤 修一君
白浜 一良君 木庭健太郎君
武田 節子君 高野 博郎君
統 訓弘君

反対者氏名

阿部 幸代君 有働 正治君
上田耕一郎君 緒方 靖夫君
笠井 亮君 須藤美也子君
立木 洋君 西山登紀子君
橋本 敦君 筆坂 秀世君
山下 芳生君 吉岡 吉典君
吉川 春子君 矢田部 理君
山口 哲夫君

一五名

日程第二 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

賛成者氏名

阿部 正俊君 青木 幹雄君
芦尾 長司君 井上 吉大君
井上 裕君 石井 道子君
石川 弘君 石渡 清元君
板垣 正君 岩崎 純三君

一九九名

1111

千葉 景子君	角田 義二君
寺崎 昭久君	寺澤 芳男君
中尾 則幸君	長谷川 清君
平田 健二君	前川 忠夫君
松前 達郎君	円より子君
水島 裕君	和岡 昭次君
吉田 之久君	猪熊 重三君
荒木 清夏君	牛嶋 正君
魚住 裕一郎君	及川 順郎君
海野 義孝君	大森 礼子君
大久保直彦君	風間 昶君
加藤 修一君	白浜 一良君
木庭健太郎君	武田 節子君
高野 博師君	鶴岡 洋君
統 訓弘君	益田 洋介君
福本 潤一君	山本 保君
松 あきら君	赤桐 操君
渡辺 孝男君	大淵 綱子君
及川 一夫君	梶原 敬義君
大脇 雅子君	志苦 裕君
日下部禮代子君	瀨谷 英行君
清水 澄子君	三重野栄子君
谷本 嶺君	渡辺 四郎君
山本 正和君	有働 正治君
阿部 幸代君	緒方 靖夫君
上田耕一郎君	須藤美也子君
笠井 亮君	西山登紀子君
立木 洋君	筆坂 秀世君
橋本 敦君	吉岡 吉典君
山下 芳生君	阿曾田 清君
吉川 春子君	扇 千景君
泉 信也君	田村 秀昭君
木暮 山人君	都築 譲君
高橋 令則君	永野 茂門君
戸田 邦司君	平野 貞夫君
平井 卓志君	佐藤 道夫君
星野 朋市君	山田 俊昭君
西川きよし君	堂本 勝子君
奥村 屋三君	矢田部 理君
水野 誠一君	

山口 哲夫君	岩瀬 良三君
菅川 健二君	山崎 力君
石井 一二君	松尾 官平君
阿部 正俊君	青木 幹雄君
芦尾 長司君	井上 吉夫君
井上 裕君	石井 道子君
石川 弘君	石渡 清元君
板垣 正君	岩崎 純三君
岩永 浩美君	上杉 光弘君
上野 公成君	浦田 勝君
海老原義彦君	小野 清子君
尾辻 秀久君	大河原太一郎君
大木 浩君	大島 慶久君
大野つや子君	太田 豊秋君
岡 利定君	岡野 裕君
岡部 三郎君	加藤 紀文君
狩野 安君	鹿熊 安正君
景山俊太郎君	笠原 潤一君
片山虎之助君	金田 勝年君
鎌田 要人君	龜谷 博昭君
木宮 和彦君	北岡 秀一君
久世 公晃君	斎掛 哲男君
国井 正幸君	倉田 寛之君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君
佐藤 静雄君	佐藤 泰三君
斎藤 文夫君	坂野 重信君
清水 達雄君	下福葉耕吉君
須藤良太郎君	鈴木 政一君
鈴木 貞敏君	鈴木 正孝君
関根 則之君	田沢 智治君
田村 公平君	高木 正明君
竹山 裕君	谷川 秀善君
常田 享祥君	坪井 一字君
中島 真人君	中曾根弘文君
永田 良雄君	長尾 立子君

長峯 基君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 三三君
野間 耕君	野村 五男君
南野知恵子君	長谷川道郎君
橋本 聖子君	馳 浩君
林 芳正君	林田悠紀夫君
保坂 三蔵君	真島 一男君
真鍋 賢二君	前田 勲男君
松浦 功君	松浦 孝治君
松谷蒼一郎君	松村 龍二君
三浦 一水君	溝手 顕正君
宮崎 秀樹君	宮澤 弘君
村上 正邦君	守住 有信君
矢野 哲朗君	山崎 正昭君
山本 一太君	依田 智治君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君
足立 良平君	朝日 俊弘君
伊藤 基隆君	石田 美栄君
一井 淳治君	今泉 昭君
江本 孟紀君	小川 勝也君
岡崎トミ子君	菅野 茂君
久保 巨君	小島 慶三君
小林 元君	小野 峰男君
斎藤 勲君	笹野 貞子君
菅野 久光君	竹村 泰子君
千葉 景子君	角田 義二君
寺崎 昭久君	寺澤 芳男君
中尾 則幸君	長谷川 清君
平田 健二君	前川 忠夫君
松前 達郎君	円より子君
水島 裕君	和岡 昭次君
吉田 之久君	猪熊 重三君
荒木 清夏君	牛嶋 正君
魚住 裕一郎君	及川 順郎君
海野 義孝君	大森 礼子君
大久保直彦君	風間 昶君
加藤 修一君	白浜 一良君
木庭健太郎君	武田 節子君
高野 博師君	鶴岡 洋君
統 訓弘君	

福本 潤一君	益田 洋介君
松 あきら君	山本 保君
渡辺 孝男君	赤桐 操君
及川 一夫君	大淵 綱子君
大脇 雅子君	梶原 敬義君
日下部禮代子君	志苦 裕君
清水 澄子君	瀨谷 英行君
谷本 嶺君	三重野栄子君
山本 正和君	渡辺 四郎君
阿曾田 清君	泉 信也君
扇 千景君	木暮 山人君
田村 秀昭君	高橋 令則君
都築 譲君	戸田 邦司君
永野 茂門君	平井 卓志君
平野 貞夫君	星野 朋市君
佐藤 道夫君	西川きよし君
山田 俊昭君	奥村 屋三君
堂本 勝子君	水野 誠一君
矢田部 理君	山口 哲夫君
岩瀬 良三君	菅川 健二君
山崎 力君	石井 一二君
松尾 官平君	

反対者氏名

阿部 幸代君	有働 正治君
上田耕一郎君	緒方 靖夫君
笠井 亮君	須藤美也子君
立木 洋君	西山登紀子君
橋本 敦君	筆坂 秀世君
山下 芳生君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	

(参照) 三月十二日議長において、左のとおり議席を更した。

五六	狩野 安君
一一〇	森田 健作君